舞鶴市の企業立地優遇制度の御案内

（平成 27 年４月１日　一部改正）

<table>
<tr><td colspan="3">対象業種</td><td>製造業その他市長が定める業種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">要　　件</td><td>舞鶴市が工場適地等に指定する用地への立地で、次のいずれにも該当すること。
(1) 投下固定資産額等※1：１ 億円以上
（市内既存企業は 5,000 万円以上）
(2) 新規地元雇用者数※2：３ 人以上
（新）平成 27 年4月から、市内企業の投資については、5,000 万円から対象になりました。</td><td>新設のほか、既存工場内での設備の増設や、既存敷地での建屋増設等も対象です。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助額</td><td rowspan="2">働く場の創出補助金</td><td>操業初年度</td><td>新規地元雇用者数の区分に応じ、それぞれ定める補助基準額を乗じた額
(1) 新規地元雇用者数：6 人未満
新規地元雇用者数×60 万円
(2) 新規地元雇用者数：6 人以上 10 人未満
新規地元雇用者数×80 万円
(3) 新規地元雇用者数：10 人以上
新規地元雇用者数×100 万円</td><td>左の人数のうち、新規地元雇用者の年収が 100 万円未満の場合の補助基準額は、それぞれ年収に以下の割合を乗じた額となります。
(1) 3/10
(2) 4/10
(3) 5/10</td></tr>
<tr><td>第２・第３年度</td><td>操業 2 年目、3 年目は、それぞれ前年と比較した場合の純増者数に、上記区分による補助基準額を乗じた額を交付します。
ただし、第 2 年度で純減となった場合は、第 3 年度は操業初年度と比較します。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">企業立地補助金</td><td></td><td>投下固定資産額等の総額の区分に応じ、それぞれ定める補助率を乗じた額
(1) 2 億円未満
投下固定資産額等×3%
(2) 2 億円以上 3 億円未満
投下固定資産額等×4%
(3) 3 億円以上
投下固定資産額等×5%</td><td></td></tr>
<tr><td>加算分</td><td>用地取得を伴う場合は、取得価格の区分に応じ、それぞれ定める率を上記補助率に加算します。
(1) 1 億円以上 5 億円未満　：2%
(2) 5 億円以上 10 億円未満　：3%
(3) 10 億円以上 20 億円未満　：4%
(4) 20 億円以上　：5%</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">補助限度額</td><td>総額 5 億円</td><td></td></tr>
</table>

※１　投下固定資産額等とは、建物、構築物、機械設備、車両、用地造成等に要した費用をいいます。

※２　新規地元雇用者とは、立地認定後操業時までに新たに雇用された者で、舞鶴市内に住所を有するものをいいます。

ただし、操業初年度に限り、立地・操業のために市外から舞鶴市に異動した従業員（住民票の異動を伴う場合に限る。）を算定の対象とします（第２・第３年度の純増数の算定には含みません。）。